



佐賀県公報

平成19年
2月16日
(金曜日)
第12867号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 障害者自立支援法に規定する自立支援医療機関の指定 (七七・障害福祉課) 一
- " " (七八・ " ") 二
- " " (七九・健康増進課) 二

○落札者等の公示 (情報・業務改革課) 五

○肺がん検診車の売払いに係る一般競争入札 (健康増進課) 五

○平成十九年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) 六

○公共測量の実施 (土地対策課) 八

○佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (用度管財課) 八

訓令 甲

○市町村長、助役、収入役及び副収入役事務引継に関する規程の廃止 (二・市町村課) 二〇

公安委員会事項

○平成十八年度警備員検定の実施 (公告) 二〇

○交通信号機等保守委託に係る一般競争入札 (") 二二

正誤

◎平成十八年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正 (総務法制課) 二四

○告示

◎佐賀県告示第七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十九年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社春風薬局	佐賀市兵庫南一丁目二番九号	平成一九・二・一
溝上薬局久保泉店	佐賀市久保泉町大字上和泉二一九七番地一二	"
溝上薬局堀川店	佐賀市堀川町一番一八号	"
溝上薬局大和国分店	佐賀市大和町大字尼寺七八六番地一	"
溝上薬局医大通り店	佐賀市鍋島一丁目六番一号	"
ヤマト薬局高木瀬東店	佐賀市高木瀬東三丁目四番一五号	"
ヤマト薬局立石店	佐賀市大和町東山田二一〇〇番地五	"
大和漢方水堂薬局	佐賀市大和町大字尼寺三〇四二番地六	"
らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨勢町修理田一二二六番地四	"
山下至誠堂薬局千代田店	唐津市千代田町二五八三番地二九	"
山下至誠堂薬局持山店	唐津市呼子町高尾三五九〇番地九	"
有限会社サカエ薬局	鳥栖市今泉町二四五一番地一	"
タチヤマ調剤薬局	鳥栖市本町二丁目七八番一号	"
ミズキ薬局	鳥栖市原古賀町字三本松八六〇番地二	"
溝上薬局宿町店	鳥栖市宿町一四五三番地一〇	"
溝上薬局伊万里ながおさ店	伊万里市新天町二八一番地八	"
溝上薬局伊万里蓮池店	伊万里市蓮池町五七番地四	"
溝上薬局伊万里松島店	伊万里市松島町四本松三六二番地二	"
溝上薬局鹿島スカイロード店	鹿島市大字高津原四三二二番地二	"
溝上薬局北鹿島店	鹿島市大字中村二一四五番地七	"

溝上薬局けやき台店	三養基郡基山町けやき台一丁目三三番四号	"
溝上薬局上峰店	三養基郡上峰町大字坊所一五七〇番地一七六	"
山下至誠堂薬局有浦店	東松浦郡玄海町大字諸浦三五六番地五	"

◎佐賀県告示第七十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十九年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社あさひ薬局金立店	佐賀市金立町大字金立二二二番地三〇	平成一九・二・一
有限会社杏心調剤薬局	佐賀市三瀬村藤原三九二番地五	"
イケダ保険薬局	佐賀市柳町五番七号	"
久保薬局	佐賀市白山一丁目四番三八号	"
くぼ薬局医大通り店	佐賀市鍋島三丁目二番一号	"
久保薬局木原店	佐賀市木原二丁目二三番七号	"
久保薬局中の小路店	佐賀市中の小路七番一六号	"
久保薬局西与賀店	佐賀市白山一丁目五番二三号	"
このの薬局	佐賀市西与賀町屋外八五九番地一六	"
新栄薬局	佐賀市神野東三丁目七番八号	"
チト七薬局神野店	佐賀市新栄東四丁目一番一号	"
	佐賀市神野西二丁目四番二〇号	"

なべしま薬局	佐賀市鍋島町八戸溝一六〇四番地七	"
のぐち薬局医大西通り店	佐賀市鍋島五丁目三番五号	"
溝上薬局医大南センター店	佐賀市鍋島二丁目六番七号	"
溝上薬局大財店	佐賀市大財一丁目八番三九号	"
溝上薬局空港通り店	佐賀市本庄町袋二八八番地一	"
溝上薬局コープ南店	佐賀市南佐賀一丁目八番二号	"
溝上薬局田代店	佐賀市田代二丁目七番二六号	"
溝上薬局兵庫店	佐賀市兵庫南二丁目一四番二〇号	"
溝上薬局本店	佐賀市水ヶ江一丁目一番七号	"
溝上薬局県庁前店	佐賀市松原一丁目四番六号	"
溝上薬局西部環状店	佐賀市新栄西二丁目一番六号	"
ヤマト薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬西一丁目二番一号	"
ヤマト薬局尼寺店	佐賀市大和町大字尼寺二四六九番地四	"
夢咲薬局	佐賀市富士町大字下熊川六四番地一	"
養正会薬局	佐賀市鍋島四丁目一番六号	"
らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"
らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	"
溝上薬局多久店	多久市北多久町大字小侍四三番地三六	"
北方ニコイ薬局	武雄市北方町大字志久一五六八番地三	"
溝上薬局小城多久店	小城市小城町栗原一二番地二	"
溝上薬局西小路店	小城市小城町一九四番地一五	"
ヤマト薬局	杵島郡江北町山口一三五五番地八	"
溝上薬局白石店	杵島郡白石町大字福田一四三六番地四	"

◎佐賀県告示第七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定

する指定自立支援医療機関を次の通り指定した。

平成十九年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 担当する医療の種類 精神通院
二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

(一) 医療機関

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
西山クリニック	佐賀市東佐賀町一四番地二六	平成一九・二・一
医療法人聖医会藤川病院	佐賀市松原一丁目二番六号	"
医療法人山口内科クリニック	佐賀市大和町大字久池井九八七番地四	"
医療法人松籟会唐津保養院	唐津市鏡四三〇四番地一	"
唐津市神集島診療所	唐津市神集島二七八二番地三	"
医療法人健裕会古賀内科医院	鳥栖市宿町一〇六番地二	"
ひよし小児科	鳥栖市宿町一二六八番地	"
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘二丁目一四三番地	"
中多久病院	多久市北多久町多久原二五二二番地二四	"
前田病院	伊万里市伊万里町甲三四三番地	"
医療法人浄心会園田病院	武雄市武雄町大字武雄四〇一七番地	"
うれしのふくだクリニック	嬉野市嬉野町大字下宿甲四二二〇番地一	"
独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津一六〇番地	"

(二) 薬局

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社杏心調剤薬局	佐賀市三瀬村藤原三九二一番地五	平成一九・二・一
くぼ薬局医大通り店	佐賀市鍋島三丁目二番一号	"
久保薬局木原店	佐賀市木原二丁目二三番七号	"
久保薬局中の小路店	佐賀市中の小路七番六号	"
久保薬局中町店	佐賀市白山一丁目五番二三号	"
久保薬局西与賀店	佐賀市西与賀町厘外八五九番地一六	"
このの薬局	佐賀市神野東三丁目七番八号	"
国立佐賀病院前春風薬局	佐賀市日の出一丁目二一番一号	"
佐賀北薬局	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四四番地二	"
さくら薬局	佐賀市高木瀬西二丁目一六番一四号	"
新栄薬局	佐賀市新栄東四丁目一番一号	"
高木瀬薬局	佐賀市高木瀬東二丁目一五番四号	"
チトセ薬局神野店	佐賀市神野西二丁目四番二〇号	"
株式会社ドンキー薬局	佐賀市巨勢町牛島五九八番地一	"
のぐち薬局医大西通り店	佐賀市鍋島五丁目三番五号	"
有限会社春風薬局	佐賀市兵庫南一丁目一二番九号	"
ヘルシーみやざき薬局神園店	佐賀市神園五丁目四番二三号	"
溝上薬局医大南センター店	佐賀市鍋島二丁目六番七号	"

きやま鹿毛病院	三養基郡基山町大字宮浦三九九番地一	"
白石共立病院	杵島郡白石町大字福田一二九六番地	"

溝上薬局空港通り店	佐賀市本庄町大字袋二八八番地一	"
溝上薬局県庁前店	佐賀市松原一丁目四番六号	"
溝上薬局コープ南店	佐賀市南佐賀一丁目八番二号	"
溝上薬局西部環状店	佐賀市新栄西二丁目一番六号	"
溝上薬局田代店	佐賀市田代二丁目七番二六号	"
溝上薬局堀川店	佐賀市堀川町一番一八号	"
溝上薬局本店	佐賀市水ヶ江一丁目一番七号	"
溝上薬局大和国分店	佐賀市大和町大字尼寺七八六番地一	"
諸富薬局	佐賀市諸富町諸富津二二九番地三	"
ヤマト薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬西一丁目二番一号	"
ヤマト薬局高木瀬東店	佐賀市高木瀬東三丁目四番一五号	"
ヤマト薬局尼寺店	佐賀市大和町尼寺二四六九番地四	"
有限会社大和健明堂薬局	佐賀市大和町大字久池井二五五番地一	"
夢咲薬局	佐賀市富士町大字下熊川六四番一	"
養正会薬局	佐賀市鍋島四丁目一番六号	"
久保薬局	佐賀市白山一丁目四番三八号	"
あさひ調剤薬局	唐津市朝日町一〇五七番地一一	"
辻薬局生駒店	唐津市鏡二六五三番地一	"
辻薬局刀町店	唐津市刀町一五一五番地二	"
辻薬局市役所通り店	唐津市刀町一五三一番地一	"
辻薬局神田店	唐津市神田二二〇二番地六〇	"
エキマ工薬局	唐津市浜玉町浜崎一〇七二番地	"
有限会社サカ工薬局	鳥栖市今泉町二四五一番地一	"
さくら薬局	鳥栖市京町七一八番地一	"
くらのうえ薬局	鳥栖市蔵上四丁目一九五番地	"
まぎば薬局	鳥栖市轟木町一五二二番地六	"
溝上薬局多久店	多久市北多久町大字小侍四三番地三六	"
溝上薬局伊万里松島店	伊万里市松島町四本松三六二番地二	"
北方ニコイ薬局	杵島郡北方町大字志久一五六八番地三	"
溝上薬局鹿島スカイロード店	鹿島市大字高津原四三二一番地二	"
溝上薬局小城多久店	小城市小城町栗原一二番地二	"
溝上薬局けやき台店	三養基郡基山町けやき台一丁目三三番四号	"
くぼ薬局北茂安店	三養基郡みやき町白壁四三〇五番地八	"
なのはな薬局	杵島郡江北町大字上小田一九七番地一	"
溝上薬局白石店	杵島郡白石町大字福田一四三六番地四	"
溝上薬局医大通り店	佐賀市鍋島一丁目六番一号	"
溝上薬局大財店	佐賀市大財一丁目八番三九号	"
溝上薬局久保泉店	佐賀市久保泉町大字上和泉二一九七番地一二	"
溝上薬局兵庫店	佐賀市兵庫南二丁目一四番二〇号	"
大和漢方水堂薬局	佐賀市大和町大字尼寺三〇四二番地六	"
らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地四	"
辻薬局大手小路店	唐津市南城内三番三六号	"
溝上薬局宿町店	鳥栖市宿町一四五三番地一〇	"
溝上薬局伊万里ながおき店	伊万里市新天町二八一番地八	"
溝上薬局伊万里蓮池店	伊万里市蓮池町五七番地四	"
坂本快方薬局	武雄市武雄町大字武雄八〇一四番地三	"
溝上薬局北鹿島店	鹿島市大字中村二一四五番地七	"
溝上薬局西小路店	小城市小城町一九四番地一五	"

溝上薬局上峰店	三養基郡上峰町大字坊所一五七〇番地一七六	"
山下至誠堂薬局有浦店	東松浦郡玄海町大字諸浦三五六番地五	"

(三) 訪問看護

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションなすな	多久市北多久町多久原二五二番地二四	平成一九・二・一
さしま訪問看護ステーション	武雄市武雄町大字昭和三〇〇番地	"
株式会社コムスン 訪問看護ステーション 鳥栖	鳥栖市大正町七〇三番地一	"

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年2月16日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 委託業務名

Active Directory環境構築業務委託

2 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成18年8月25日

4 落札者を決定した日

平成18年10月23日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名

株式会社佐賀電算センター

代表取締役 宮地 大治

(2) 住 所

佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7

6 落札金額

33,770,205円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

肺がん検診車の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成19年2月16日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 岩 瀬 達 雄

1 入札に付する肺がん検診車の表示及び入札の日程

車 名	登録番号	登 録 年 月 日	自 賠 責 保 険 期 限	走行距離 (km)	入札の日時 (場所：県庁本館 1階入札室)
ニッサン ディーゼル	佐賀88 す4526	平成9年 3月13日	平成19年 3月14日	106,104	平成19年3月8日(木) 受付：9：30～10：00 入札：10：00～

2 下見会

(1) 下見会日時 平成19年2月22日(木) 10時から12時まで

<p>(2) 下見会会場 財団法人佐賀県総合保健協会 (佐賀市天神一丁目4番15号)</p> <p>3 入札会場 佐賀県庁本館 1階入札室</p> <p>4 入札参加申込み 入札の参加希望者は、必ず平成19年2月28日(水)までに佐賀県健康福祉本部健康増進課地域保健・健康危機管理担当に入札案内書添付の申込書により申し込んでください。(入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。)</p> <p>5 入札の参加資格等</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 入札参加申込書を提出していない者は入札に参加できません。</p> <p>(3) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p> <p>6 入札保証金 入札に参加する者は、見積金額の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。</p> <p>(1) 現金</p> <p>(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は11の問い合わせ先に照会してください) なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、売買代金に充当します。</p> <p>7 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者</p> <p>(2) 入札に関し不正な行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p>	<p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納付額が不足する者</p> <p>(5) 一人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について当県の確認を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>8 入札の中止 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p> <p>9 その他必要事項</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 落札者は、落札決定後に売買代金を平成19年3月8日(木)午後5時までに納入してください。</p> <p>10 名義変更等について</p> <p>(1) 落札された検診車の所有権は、名義変更の手続きを完了したときに移転します。</p> <p>(2) 落札された検診車は、名義変更の手続きが完了した後に引き渡します。</p> <p>11 入札案内書の配布及び入札に関する問合せ先 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県健康福祉本部健康増進課地域保健・健康危機管理担当 電話 0952-25-7074</p> <p>製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条の規定により、平成19年度佐賀県製菓衛生師試験を次のとおり行います。 平成19年2月16日</p>
--	--

<p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 試験日時及び会場 平成19年5月15日(火) 集合時間 午前9時30分 試験時間 午前10時から正午まで 試験会場 佐賀県職員互助会館(佐賀市城内一丁目6番5号)</p> <p>2 試験科目</p> <p>(1) 試験科目 試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。 衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技</p> <p>(2) 試験科目の一部免除 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願う者については、上記試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。</p> <p>3 受験資格 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(製菓衛生師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。)であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの</p> <p>(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものであるもの</p> <p>(3) 製菓衛生師法施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えているもの</p> <p>4 受験願書の受付期間及び提出先</p> <p>(1) 受付期間 平成19年4月9日(月)から4月20日(金)まで。ただし、土曜日及び</p>	<p>日曜日は除きます。</p> <p>なお、郵送の場合は、平成19年4月20日(金)の消印があるものまで受け付けます。</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 受験願書提出先 県内に住所を有する者は、県内各保健福祉事務所 県外に住所を有する者は、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は県内各保健福祉事務所 郵送の場合は、必ず書留郵便とし「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書きしてください。</p> <p>5 提出書類</p> <p>(1) 受験願書</p> <p>(2) 写真(出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、裏面に氏名を記載した名刺版無台紙のもの)</p> <p>(3) 3の(1)に該当する者には、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書</p> <p>(4) 3の(2)に該当する者には、学校教育法第47条に規定するものであることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書)及び菓子製造業従事証明書</p> <p>(5) 3の(3)に該当する者には、受験資格を有することを証する書類</p> <p>(6) 試験科目の一部免除を願う者には、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士であることを証する書類(技能検定合格証書の写し)</p> <p>6 受験手数料 9,400円(佐賀県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること。)</p>
--	--

なお、納入された手数料は、いかなる場合でも返還しません。

7 受験票の交付

受験者に対し、受験番号を記載した受験票を送付します。

8 合格発表

平成19年5月29日(火) 正午 県庁本館前の掲示板に掲示するとともに佐賀県庁のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp>) に掲載します。

合格者に対しては、合格証書を送付します。

9 簡易開示制度

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条に基づく簡易開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求することができます。

(1) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(2) 開示期間 合格発表の日から1か月間

(平成19年5月29日(火) から平成19年6月28日(木) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、初日は正午以降とする。)

(3) 開示場所 佐賀県健康福祉本部生活衛生課

(4) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類(受験票等)

10 受験願書用紙の配布場所

(1) 佐賀県健康福祉本部生活衛生課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(2) 県内各保健福祉事務所

(3) 佐賀県菓子工業組合

また、佐賀県庁のホームページから願書等をダウンロードすることもできます。

なお、受験願書を郵便により請求する場合は、請求者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、90円分の切手をはった返信用封筒(長形3号、縦23.5センチ)

チラシ(横12センチ×縦12センチ)を同封のうえ、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書請求」と朱書きしてください。

11 受験手続に関する問い合わせ先

受験手続その他詳細については、県内最寄りの保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話0952-25-7077)に問い合わせてください。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀河川総合開発工事事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成19年2月16日

佐賀県知事 古川 康

1 作業種類 公共測量(佐賀導水管内 図化)

2 作業期間 平成19年2月5日から平成19年3月30日まで

3 作業地域 佐賀市金立町外

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成19年2月16日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴

1 入札に付する物件(土地)の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	入札の日時 (場所: 都道府県会館410号会議室)
1	宅地	542.11㎡	東京都目黒区祐天寺一丁目2153番30 佐賀県職員東京寮跡地	平成19年3月16日(金) 受付: 10:00~10:20 入札: 10:30~

2 入札会場

都道府県会館410号会議室 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

<p>(3)に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合については、入札を行いません。)</p> <p>3 入札参加申込み 入札の参加希望者は、平成19年3月13日(火曜日)17時までに佐賀県出納局用度管財課財産担当に申し込んでください。(必着)</p> <p>4 入札の参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のあるものは入札に参加できません。</p> <p>5 公序良俗に反する土地の使用等の禁止について</p> <p>(1) 落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法の規定に基づき公の秩序等を害する団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものように供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことを禁止します。</p> <p>(2) 落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊産業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことを禁止します。</p> <p>6 入札保証金 入札に参加する者は、平成19年3月13日(火曜日)までに、入札保証金として、入札金額100分の5以上の金額(円未満切り上げ)を下記の口座に納付してください。</p>	<p>入札当日、受付の際に領収証書をお渡しし、入札後、落札者以外は保証金返還のため同領収証書をご提出していただきます。</p> <p>なお、入札保証金は、入札終了後に2週間以内に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。</p> <p>振込先：佐賀銀行 県庁支店 普通 1499680 佐賀県出納局 用度管財課 課長 佐々木 邦晴</p> <p>(サガケンヌイトウキョクヨウトカンザイカチヨウサキクニハル)</p> <p>7 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者</p> <p>(2) 入札に関し不正な行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>8 入札の中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p> <p>9 その他必要事項</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p>
---	--

(3) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金から契約保証金を差し引いた金額を納入してください。

なお、契約保証金は代金に充当されます。

10 公法上の規制等

物件番号	規制等の内容
1	市街化区域、第一種低層住居専用地域(高さ制限10m)、指定建ぺい率60%、指定容積率150%、第一種高度地区、準防火地域建築物の敷地を分割する際の敷地面積の最低限度70㎡、日陰規制(二)

11 入札に関する問い合わせ先及び入札案内書の配布場所

佐賀県出納局用度管財課財産担当(電話0952-25-7192)

また、佐賀県のホームページアドレス(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

から次の順序で選択してください。

- ・ 「しごとと産業」 → 「入札の案内」 → 「県有地の売却」 → 「佐賀県有地(東京寮跡地)の売却にかかる申込み受付のお知らせ」

○ 訓令 甲

●佐賀県訓令甲第四十号

市役所

町役場

市町村長、助役、収入役及び副収入役事務引継に関する規程(昭和二十二年佐賀県訓令甲第四十号)は、廃止する。

平成十九年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

○ 公安委員会事項

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成19年2月16日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備業務 2級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年5月18日(金曜日) 8時30分から16時30分まで

(2) 場所

ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

<p>4 受検資格 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員 30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成19年4月2日(月曜日)から平成19年4月13日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課。ただし、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を</p>	<p>受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する警笛及び上履きを持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p> <p>_____ 次のとおり一般競争入札に付します。 平成19年2月16日 収支等命令者 佐賀県警察本部会計課長 森 勝 司</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 委託業務の名称 交通信号機等保守委託</p> <p>(2) 委託業務の内容 交通信号機(交通管制センター端末信号機、鳥栖・唐津交通管制サブセンター端末信号機、伊万里・武雄交通管制ミニセンター端末信号機、鹿島路線自動感応システム端末信号機、一般信号機及びプログラム多段系統式信号機の灯器を除く各設備をいう。以下同じ。)及び車両感知器(情報収集用車両感知器設備をいう。以下同じ。)の正常な機能の保持と円滑な運用を図るための保守委託業務</p> <p>(3) 委託業務の場所 佐賀県内一円</p> <p>(4) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>2 入札参加資格及び条件</p>
--	---

次の事項を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは同項の規定に該当しない者とする。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 本委託業務に係る入札参加資格確認申請書の提出期限日前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
 - (5) 過去5年間に、佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁と同種若しくは同規模の保守契約又は交通信号機の新設若しくは改良等の工事(以下「交通信号機設備工事」という。)の契約を締結し、元請として当該契約を履行した実績を有する者であること。
 - (6) 保守点検時において、交通信号機及び車両感知器の運用技術に精通した技術者(以下「技術者」という。)を配置できること。また、交通信号機及び車両感知器の障害発生に対応するため、委託期間中、常時2人以上の技術者及び作業員を確保できること。
 - (7) 委託期間中、常時、発注者からの指示要請を受け付け、また、発注者への復旧報告を行う等の窓口を確立し、及び維持できること。
 - (8) 本委託業務で使用する障害修理部品及び資機材を事業所内に確保できること。
- 3 入札参加者に求められる義務
- 入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を平成19年3月5日(月)の午後5時まで、下記4の(1)の担当部局に提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。審査の結果、入札参加資格

を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。また、その結果は、平成19年3月14日(水)までに申請者に対して通知する。

なお、入札に参加しようとする者は、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書
 - (2) 過去5年間における、官公庁との保守契約の実績を証明できる書面又は交通信号機設備工事の契約の実績を証明できる書面
 - (3) 配置予定技術者及び作業員の名簿
 - (4) 障害対応体制証明書
 - (5) 保守、点検、障害修理等に使用する修理部品及び資機材を発注者の求めに応じて速やかに提供できることを確認できる書類
- 4 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部会計課管財係
電話 代表 0952-24-1111 (内線2253)
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
平成19年2月19日(月)から同年3月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
(1)に同じ。
 - (3) 3の各号に掲げる必要書類の受付期間、受付場所及び提出方法
ア 受付期間
平成19年2月26日(月)から同年3月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 受付場所

<p>(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、受付期間内必着とする。</p> <p>(4) 入札参加資格の喪失 入札者は入札日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、入札者の資格を喪失するものとする。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と見込まれるとき。</p> <p>ウ 3の各号に掲げる必要書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。</p> <p>エ 本委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められるとき。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成19年3月30日(金) 午前10時</p> <p>イ 場所 佐賀県警察本部別館 1階入札室</p> <p>ウ 入札方法 (1)の担当部局に持参又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成19年3月26日(月)まで必着とする。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(5)のイの場所において行う。</p> <p>(7) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法</p>	<p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者の決定方法 予定価格の範囲以内の価格で有効な申込みをした者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。落札者となるべき者の当該入札価格では契約が履行されない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがある。</p> <p>ウ 入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>5 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>6 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格のない者</p>
--	---

- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) 法令又は入札に関する条件に違反した者

7 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることができない。

8 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。
なお、この場合の損害は、入札者の負担とする。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないうとき。

9 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) この契約は、1994年4月15日、ワークシェで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Agreement to undertake maintenance and inspection duties for

the traffic signals

(2) Fulfillment period : From 1 April 2007 through 31 March 2008.

(3) Delivery place : the place that will be appointed in
"Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga,
840-8540 Japan

(4) Time limit for tender: 10:00 a.m. March 30, 2007

(5) A contact point for the notice: Finance Section, Police
Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters,
1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan; Tel.0952-24-1111

○ 付 録

平成十八年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中記付

頁	箇所	鑑	出
19	上段 左から一行目	特別学生制度	希望する資金
19	上段 左から一行目 及び 下段 右から一行目	本人の修学控除	本人の就学者控除
22	上段 右から五行目	「第15条第2項」	「第15条第2項」や「第13条第2項」